化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（案）及び化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針の一部を改正する指針（案）の概要

1　策定等の趣旨

○　労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 28 条第１項において、法第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の２第１項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な業種又は作業ごとの技術上の指針を公表することとされている。

○　今般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 91 号。以下「改正省令」という。）による改正後の労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 577 条の２第２項において、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。）を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準以下としなければならないこととしているところ、当該規定に基づき厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）等に関する技術上の指針（以下「技術上の指針」という。）を策定し、公表するものである。

○　また、改正省令の施行及び技術上の指針の策定等に伴い、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成 27 年９月 18 日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第３号。以下「化学物質リスクアセスメント指針」という。）について所要の改正を行う。

2　指針の内容

（１）　濃度基準値及びその適用、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための方法、物質の濃度の測定における試料採取方法及び分析方法、有効な保護具の適切な使用方法等について、事業者が実施すべき事項を一体的に規定する。骨子は別紙の通り。

（２）　化学物質リスクアセスメント指針について所要の改正を行う。

3　根拠法令

法第 28 条第１項及び第 57 条の３第３項

4　公示日等

公 示 日：令和５年４月中旬（予定）

適用期日：令和６年４月１日